

自己負担分を請求する場合（共済組合員証使用）

公務上の災害（通勤災害該当）の認定を受けた傷病については、原則として共済組合員証を使用することはできませんが、誤って、あるいはやむを得ず使用し医療費の3割を自己負担した場合には、【療養補償請求書（様式第6号）】により、所属及び任命権者を經由し基金への請求を行います。

必要書類及び請求事務の流れは、以下のようになります。

【必要書類】

- ▼【療養補償請求書 様式第6号】1号紙・・・被災職員が必要事項を記入
- ▼ 様式第6号2号紙・・・ **病院等の受診費用の請求の場合**
1号紙に記載した診療費について、病院等に所定事項の記入、証明を依頼する。（診療明細の記入に代えてレセプト写しの添付でもよい。）
- ▼ 様式第6号3号紙・・・ **薬局で受けた薬剤等の費用請求の場合**
1号紙に記載した調剤費について、薬局に所定事項の記入証明を依頼する。
- ▼ 領収書（原本）・・・ 自己負担分の領収書の原本を添付する（裏紙などに貼り付けて、A4サイズで提出すること）。

